



平成 29 年 4 月 27 日

各 位

会社名：株式会社 エステック
代表者：代表取締役社長 鈴木 弘
(コード番号：6161 東証第二部)
問合せ先：常務取締役 管理部長 伊勢嶋 勇
(TEL 06-6993-8855)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 16 日開催予定の第 24 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行および人事異動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 16 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 16 日 (予定)

以 上

別紙 (定款変更の内容)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第12条 (条文省略)	第5条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 (条文省略)	第19条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第20条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、 <u>7</u> 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、3名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	(取締役の選任) 第21条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)

<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第23条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第23条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および<u>各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第25条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第25条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第27条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第27条</p> <p>(現行どおり)</p>

<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第28条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第29条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の<u>同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の<u>会社法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
<p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第32条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>	<p>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第33条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>(<u>監査役員の員数</u>)</p> <p>第33条 当社の<u>監査役は、3名以内とする。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第40条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第43条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

第7章 計 算	第7章 計 算
<p>第47条～第50条 (条文省略)</p>	<p>第42条～第45条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 <u>当社は、第24回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第24回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。</u></p>